こども政策について

〇こども家庭局について

≪背景≫

国では、これまで、こどもや若者に関する様々な施策に取り組み、一定の成果はあるとしつつも、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況、また、児童虐待や不登校など、こどもを取り巻く状況は深刻となっており、さらにコロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えている背景を受け、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するため、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・施策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現のため、令和5年4月に「こども家庭庁」を創設し、6月には「こども未来戦略方針」を策定しました。

≪本市の人口等推移≫

(単位:人)

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
人口		193,582	192,660	191,772	191,152	190,139	188,739	187,288	186,180	185,157	183,645	
	対前年	F増減	▲ 1,457	▲ 922	▲ 888	▲ 620	▲ 1,013	▲ 1,400	▲ 1,451	▲ 1,108	▲ 1,023	▲ 1,512
出生数		1,626	1,644	1,637	1,579	1,420	1,442	1,332	1,356	1,296	1,269	
	対前年	F増減	▲ 84	18	A 7	▲ 58	▲ 159	22	▲ 110	24	▲ 60	▲ 27
死亡数		2,030	2,137	2,148	2,178	2,264	2,213	2,253	2,121	2,273	2,381	
自然増減 (出生数-死亡数)			4 04	▲ 493	▲ 511	▲ 599	▲ 844	▲ 771	▲ 921	▲ 765	▲ 977	▲ 1112
合計特殊出生率※		1.55	1.60	1.66	1.55	1.45	1.50	1.48	1.54	1.49	県算定中	
	参	県	1.62	1.60	1.65	1.60	1.66	1.61	1.63	1.52	1.51	1.60
	考	国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26

※合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。市数値は、県が算定して公表する県内市町村別の合計特殊出生率。(令和4年度は未公表)

本市の人口動向は出生数減少、死亡数増加の自然減の状態であり、平成25年から令和4年までの9年間で、人口は5.1%(\triangle 9,937人)減少し、出生数は22.0%(\triangle 357人)の減少となりました。

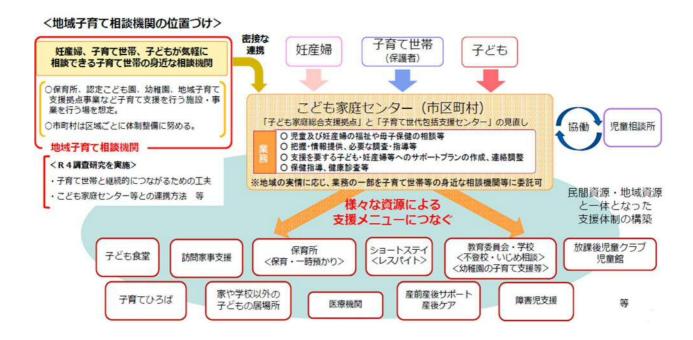
なお、合計特殊出生率は平成25年から令和3年の間、1.45から1.66で推移 しています。

≪本市の体制≫

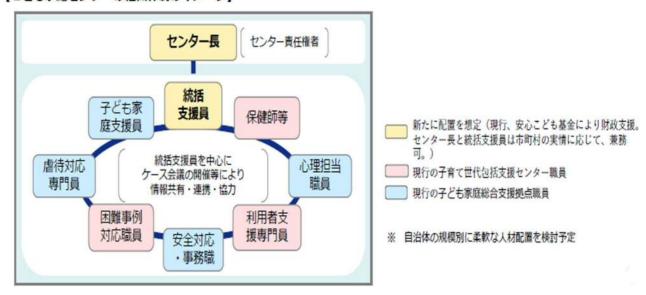
本市では、国のこども家庭庁の設置を踏まえ、本年4月から本市のこども施策をさらに強力に推進するために、健康こども部内に「こども家庭局」を新たに設置しました。

この「こども家庭局」には、従来の「こども家庭課」を、新たに、こども政策の調整や企画を行う「こども未来課」と、就学前のこどもの育ちを支援する「幼児保育課」とし、「こども家庭相談センター」と「こども発達支援センター」を加えた新体制としました。

また、改正児童福祉法の施行により、令和6年4月から市町村の努力義務となる「こども家庭センター」の設置に向けて、本年度の4月から、「統括支援員」を配置し、母子保健と児童福祉について一体的に支援を行う体制を整えたところです。

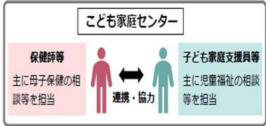


【こども家庭センターの組織体制のイメージ】



こども家庭センターにおける一体的支援

- <u>こども家庭センター</u>は、全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、<u>児童福祉と母子保健の一体的支援</u>を行う機能を有する機関として位置づけられている。
- こども家庭センターには、主に児童福祉(虐待対応を含む。)の相談等を 担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等 が配置され、それぞれの専門性に応じた業務が行われるが、児童福祉と母子 保健の一体的支援を行うに当たっては、両者が適切に連携・協力しながら、 妊産婦や子どもへの支援を実施することが重要。

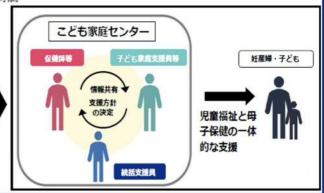


子ども家庭支援員等と保健師等の連携・協力

○ 妊娠の届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、1歳6ヶ月健診、3歳児健診など、母子保健施策によるポピュレーションアプローチを通じて保健師等が支援の必要な家庭を把握した場合には、統括支援員、子ども家庭支援員等と情報を共有し、支援方針を決定することなどにより、両者が連携・協力しながら児童福祉と母子保健の一体的な支援が行われることとなる。

※ 子育て支援施策を通じて母子保健の支援を必要とする家庭を把握した場合も同様。



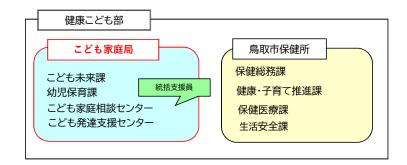


令和4年度

健康こども部 鳥取市保健所 こども家庭課 こども家庭相談センター こども発達支援センター こども発達支援センター

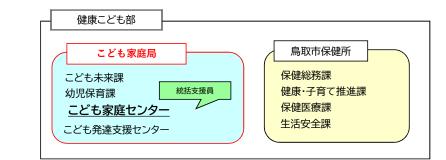
こども家庭課	・保育施設等の管理企画に関すること ・保育所、認定こども園、幼稚園、児童館に関すること ・保育士等の研修、指導に関すること ・児童手当、児童扶養手当に関すること ・ひとり親施策に関すること 等
こども家庭相談センター	・子どもの養育相談に関すること ・要保護児童対策地域協議会に関すること ・助産施設、母子生活支援施設に関すること ・家庭・女性相談に関すること ・産後ケア、ヤングケアラーに関すること 等
こども発達支援センター	・発達相談、発達支援に関すること ・児童発達支援センターに関すること ・就学相談・教育相談に関すること 等
保健総務課	・国、県連絡調整 ・人口動態、保健統計等に関すること ・地域保健医療に関すること ・熱中症、受動喫煙等に関すること 等
健康・子育て推進課	・市民の健康づくりに関すること ・保健衛生、検診に関すること ・妊産婦、乳幼児保育に関すること ・不妊治療に関すること ・食育、歯科保険に関すること 等
保険医療課	・医療機関等に関すること・予防接種、感染症等に関すること・診療所、歯科診療所等の許可、届出に関すること・病院、診療所等の立入検査に関すること・医療、薬物、自死対策等に関すること
生活安全課	・食中毒、食品衛生に関すること ・食品表示に関すること ・動物愛護に関すること ・大の登録、狂犬病予防に関すること 等

令和5年度



	(新規) こども未来課	・(新)こども政策に関する企画、計画、調整に関すること ・児童手当、児童扶養手当に関すること ・ひとり親施策に関すること 等					
	(新規) 力児保育課	・保育施設等の管理に関すること ・保育所、認定こども園、幼稚園、児童館に関すること ・保育士等の研修、指導に関すること 等					
	(拡充) こども家庭相談センター	・(新)統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の調整 ・子どもの養育相談に関すること ・要保護児童対策地域協議会に関すること ・助産施設、母子生活支援施設に関すること ・家庭・女性相談に関すること ・産後ケア、ヤングケアラーに関すること 等					
٦	こども発達支援センター	・発達相談、発達支援に関すること ・児童発達支援センターに関すること ・就学相談・教育相談に関すること 等					
仔	呆健総務課	・国、県連絡調整 ・人口動態、保健統計等に関すること ・地域保健医療に関すること ・熱中症、受動喫煙等に関すること 等					
G	建康・子育て推進課	・市民の健康づくりに関すること ・保健衛生、検診に関すること ・妊産婦、乳幼児保育に関すること ・死妊治療に関すること ・食育、歯科保険に関すること 等					
任	呆険医療課	・医療機関等に関すること ・予防接種、感染症等に関すること ・診療所、解科診療所等の許可、届出に関すること ・病院、診療所等の立入検査に関すること ・医療、薬物、自死対策等に関すること 等					
4	生活安全課	・食中毒、食品衛生に関すること ・食品表示に関すること ・動物愛護に関すること ・犬の登録、狂犬病予防に関すること 等					

令和6年度イメージ



こども未来課	・こども政策に関する企画、計画、総合調整に関すること ・児童手当、児童扶養手当に関すること ・ひとり親施策に関すること 等
幼児保育課	・保育施設等の管理に関すること ・保育所、認定こども園、幼稚園、児童館に関すること ・保育士等の研修、指導に関すること 等
(新規) こども家庭センター (旧:こども家庭相談センター)	・(新)母子保健、児童福祉に関すること ・子どもの養育相談に関すること ・要保護児童対策地域協議会に関すること ・助産施設、母子生活支援施設に関すること ・家庭・女性相談に関すること ・産後ケア、ヤングケアラーに関すること ・妊産婦、乳幼児保育に関すること ・不妊治療に関すること
こども発達支援センター	・発達相談、発達支援に関すること ・児童発達支援センターに関すること ・就学相談・教育相談に関すること 等
保健総務課	・国、県連絡調整 ・人口動態、保健統計等に関すること ・地域保健医療に関すること ・熱中症、受動喫煙等に関すること 等
健康・子育て推進課	・市民の健康づくりに関すること ・保健衛生、検診に関すること ・食育、歯科保険に関すること 等
保険医療課	・医療機関等に関すること ・予防接種、感染症等に関すること ・診療所、歯科診療所等の許可、届出に関すること ・病院、診療所等の立入検査に関すること ・医療、薬物、自死対策等に関すること ・
生活安全課	・食中毒、食品衛生に関すること ・食品表示に関すること ・動物愛護に関すること ・犬の登録、狂犬病予防に関すること 等

鳥取市の子育て支援

鳥取市では子育てしやすい環境をサポートします!

2022年 start ∕

子育てアプリ「とっとり市子育て応援サイト」

妊娠〜子育て中の方が知りたい情報や育児を応援する機能 を搭載したアプリです。予防接種の予定日や、健診の情報 が、プッシュ通知で受け取れます。

妊婦教室・新米パパ育児教室

助産師が乳児への関わり方や健やかな夫婦関 係のお話、おむつ交換の体験などができます。

不妊治療助成・不育症治療等助成

不妊症治療費や不育症のため子どもを持つ ことが困難な夫婦に対し、検査や治療費を 助成します。



麒麟のまち婚活サポートセンター

麒麟のまち1市6町が団結して婚活イベントを毎月開催し、出会いの場を提供しています。

妊婦さん応援給付金

母子健康手帳の交付を受けた妊婦さん1人 につき50,000円給付します。所得制限はあ りません。

妊婦健康診査費の助成

妊婦健康診査を14回分と妊婦歯科健診を1 回分の費用を助成しています。

妊娠♡☆

こそだてらす (子育て世代包括支援センター)

専任の助産師を配置し、妊娠期や子育で期の 様々な悩みや相談を伺いながら、切れ目ない きめ細やかな支援を実施します。

子育て相談ダイヤル

子育ての不安や悩みの相談を受けるとともに子育て支援に関する情報を提供します。

赤ちゃん訪問

生後2か月ごろまでのすべての赤ちゃんとお母さんを対象に、保健師や助産師が家庭訪問をしています。

離乳食講習会

乳児のご家族に講話、デモンストレーション、 試食を行います。

新生児聴覚検査費の助成

新生児の聴覚検査の初回検査費用を助成します。

産後健康診査の助成

産後健康診査2回分の費用を助成しています。

産後ケアサービス

生後4か月未満の母子が、宿泊や日帰りまたは居宅でケアを受けることができます。

乳幼児期の健康診査

乳幼児期の成長の節目に健康診査を行っています。

出産





小児特別医療費助成

18歳に達する年度末までの方の医療費を 助成します。自己負担額は以下のとおり。 (通院:530円/日、入院:1,200円/日)

インフルエンザ予防接種費助成

生後6か月~小学生までの接種費用の一部を助成します。

中学生自転車通学用ヘルメット購入費用の補助 自転車通学の中学生のヘルメット購入費用(上限 1.500円)を補助します。

高校生等通学費助成

公共交通機関の通学定期券が月額**7,000**円を超える場合、超えた額が助成されます。

子育て



ショートステイ・平日日帰りステイ・ トワイライトステイ

家庭での養育が一時的に困難となったお子 さんを児童養護施設等でお預かりして養 育・保育をします。

多様な保育サービス

保護者の就労等、やむを得ない事情で保育が困難な場合に、日曜、祝日、**利用可能時間以外**も預けることができます。

病児・病後児保育

病気や病気回復期にあるお子さんで、保護者の仕事や病気、冠婚葬祭等で保育が困難な場合に、一時的にお預かりします。

地域子育て支援センター

0~6歳までの親子が気軽に立ち寄り、交流できる楽しい遊びの場です。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい方と行いたい方が会員となり、会員同士の支え合いで乳幼児~小学6年生までのお子さんの預かりや送迎をします。

児童館

市内12カ所に設置しており、 乳幼児の親子 から18歳未満のお子さん交流できる遊びの 場です。

地域(こども)食堂

市内22カ所に設置しており、話相手のいるホッとできる場所です。

放課後児童クラブ

保護者が仕事等により昼間家庭にいないお 子さんを対象に、放課後の居場所を提供し ています。

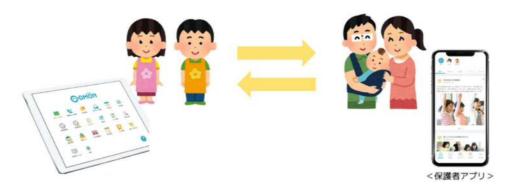
〇保育環境の充実について

≪本市の現状≫

・保育園等の ICT 環境整備

保育士や保護者の利便性の向上や、保育士の業務効率化のため、公立園 23 園全園にタブレット端末を設置し、保育支援システムを導入。本年4月から本格運用をしています。

また、私立の保育園等が保育支援システムを導入する場合、その経費の一部 を補助しています。現在、公私立の保育園、認定こども園における導入率は 96.4%となっています。



システムの機能と効果

登園・降園の管理

園児の登園・降園の記録は、QRコードを使った打刻機能で管理します。これにより、保護者はスマートフォンアプリでいつでも在園状況や登園・降園の時刻などを確認できます。



遅刻・欠席・お迎え・延長の連絡

保護者は時間を気にせず園に遅刻・欠席・お迎え・延長などに伴う連絡がスマートフォンアプリで報告することができます。園はタブレットなどでリアルタイムに情報を受け取ることができます。

事故防止と安心・安全な保育、 業務の効率化を図ります

園からのお知らせを 一斉配信

園からのお知らせを送付先(クラスや園児) を指定してメール、スマートフォンの通知機

能やアプリ内で配信します。これにより、保護者へのすみやかな情報配信とペーパーレス化によるコストの削減や職員の事務負担軽減につながります。



指導案・日誌の作成

園で使用している日誌や発達経過の記録・保 育計画など、園児のさまざまな記録をデータ化

することで、一貫性の ある連携した指導案を 作成します。帳票の作 成時間の削減につなが り、園では、園児に向 き合う時間がこれまで 以上に確保されます。



・保育体制強化の充実(本年度から新規)

本年度から、これまで保育士が行っていた清掃や、遊具の消毒、園外活動時の見守りなど、保育士資格がなくてもできる業務を行う「保育支援者」の配置に係る費用の一部を民間保育施設に補助する「保育体制強化事業」を新設し、保育士の業務のさらなる負担軽減を図っています。



・乳幼児、障がい児保育事業(本年度から拡充)

保育士の処遇改善のため、乳児保育に従事する保育士を通年で雇用する場合、 その人件費の補助を3か月から6か月に拡充をしています。

また、特別な支援が必要な児童に対し配置する保育士の人件費の補助を月9万円から18万円に拡充をしています。

≪今後の取組≫

国は本年6月に策定した「こども未来戦略方針」において、保育の質の向上を目的に保育人材確保などの取組を進めることとされました。保育の質の向上を図るためには、今後も保育現場の負担軽減を図るなど、現場の環境改善が必要であり、本年12月に国が策定予定の「こども未来戦略」の内容も踏まえながら、さらなる保育環境の充実を図っていきたいと考えています。



〇こどもまんなか施策の推進について

≪背景≫

国では、「こども家庭庁」の設置と相まって、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が制定され、令和5年4月から施行されました。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務であることから、この「こども基本法」では、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられとともに、第 11 条では、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを、国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられました。

また、「こども基本法」では、こども施策の基本的な方針等や、こども施策推進に必要な事項等を定める「こども大綱」も策定されることとされ、この大綱では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策をこれまで以上に総合的かつ一体的なものとして進めていくものとされました。

こども等の意見の反映(第11条)

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、 当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させ るために必要な措置を講ずるものとする。



※こども ⇒ 心身の発達の過程にある者をいい、若者を含む

≪本市の現状≫

本市では、現在、「第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度から6年度)を策定し、本市における子育て支援の総合的な計画として推進しています。この計画は、「子ども・子育て支援法」の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市長村行動計画」の役割を担い、更には、母子の健康水準を向上させるために国が推進する「健やか親子21」の地方計画である「鳥取市母子保健計画」としても位置付けています。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づく市町村計画として、「第2期鳥取市子どもの未来応援計画」(令和4年度から8年度)を策定し、本市のすべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける鳥取市を目指して推進しているところです。

≪今後の取組≫

本市では、本年秋に国で策定が予定されている「こども大綱」を踏まえ、新たな「こども計画」を令和6年度中の策定に向け進めているところであり、今年度は、関係機関と連携を図り、こどもの意見を聴く方法など協議し、こども自身参画する「こども会議」を実施する予定としています。また、子どもや保護者、若者を対象としたニーズ調査も行い、子どもの意見や現在の子育て世帯等のニーズを反映した計画として進めていきたいと考えているところです。





こども大綱

子ども施策に関する基本的な方針・重要 事項、子ども施策推進に必要な事項のほ か、①~③を含むもの

①少子化社会対策基本法第七条第一項 に規定する総合的かつ長期的な少子化 に対処するための施策

②子ども・若者育成支援推進法第八条 勘案 第二項各号に掲げる事項

③子どもの貧困対策の推進に関する法 律第八条第二項各号に掲げる事項

鳥取県こども計画(努力義務)

国が定めるこども大綱を勘案した、 当該都道府県におけるこども施策 についての計画

既存の各法令と 一体で作成可!

子ども・若者育成支援推進法第九条 第一項・第二項に規定する都道府 県・市町村子ども・若者計画

子どもの貧困対策の推進に関する法 律第九条第一項・第二項に規定する 計画

勘案

鳥取市こども計画(努力義務)

こども大綱及び都道府県こども計画 が策定されている場合は当該計画を 勘案した、当該市町村におけるこど も施策についての計画

統一的! わかりやすさ! 事務負担の軽減!

その他法令の規定により地方公共 団体が作成する計画であって子ど も施策に関する事項を定めるもの [例]

・次世代育成支援対策推進法に基 づく都道府県・市町村行動計画 ・子ども・子育て支援法に基づく 子ども・子育て支援事業計画



(1)鳥取市こども計画策定に向けた調査等(案)

① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事 者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握す るための調査

② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援 事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数 行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる



③ (1)及び(2)の調査結果に基づき、課題の整理や (3) (1)及び(Z)の調具和本に金く、 施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズ に応えるため地域に現存する資源量の把握



(2)調査結果を踏まえた鳥取市こども計画の策定(案)



① 鳥取市こども計画の策定に向けた検討会議 等の運営

② 計画案に対するこども又はこどもを養育す る者その他関係者の意見を反映させる機会の 確保など



(例:対面やオンラインでの意見交換、パブ リックコメント、検討会議等へのこどもや若 者の参画など)